

硝酸化成抑制材に関する規制緩和について

1 改正の趣旨

- (1) 肥料取締法施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号）第 1 条第 1 号ハは、土壤中における硝酸化成を抑制する材料（以下「硝抑材」という。）が使用された普通肥料について、指定配合肥料の原料としてはならない旨を定めつつ、農林水産大臣が指定する硝抑材を用いた肥料については、例外として、指定配合肥料の原料としての使用を認めることとしている。

これは、配合により硝抑材の濃度が薄くなると、硝抑材の効果が失われる場合があると考えられるためである。

※硝抑材：土壤への吸着能力が高く雨水等による流亡がしにくいアンモニア性窒素が、土壤への吸着能力が低く雨水等による流亡がしやすい硝酸性窒素に変化すること（硝酸化成）を抑制し、肥料成分を土壤に残留しやすくする材料

- (2) 硝抑材の一種であるジシアンジアミドを用いた肥料を配合原料とする場合には、その濃度が薄くなったとしても、硝抑材の効果は引き続き発揮されることが認められたことから、平成 28 年に農林水産大臣が指定する硝抑材としてジシアンジアミドを指定したところ。

- (3) 今般、登録肥料のうち現在生産又は輸入されている銘柄において使用されている硝抑材のうち、

① ジシアンジアミドと同等以上の硝酸化成抑制効果をもつもの

（該当：「1-アミジノ-2-チオウレア」）

② 硝抑材が使用された登録肥料が、他の配合肥料等の原料として二次使用されることにより、硝抑材が当初の投入割合よりも大幅に少ない割合で登録肥料に用いられている実績があるもの。

（該当：「N-（2，5-ジクロロフェニル）サクシナミド酸」及び「4-アミノ-N-（1，3-チアゾール-2-イル）ベンゼンスルホンアミド」）

のいずれかに該当するものであって、当該材料が配合された肥料の登録後に一定の年月を経ても、硝酸化成抑制効果等について問題が報告されていないものについては、配合後に濃度が薄くなったとしても効果が引き続き発揮されるものとして、農林水産大臣が指定する硝抑材に指定する。

2 改正の内容

「肥料取締法施行規則第1条第1号ハの規定に基づき農林水産大臣が指定する材料を定める件」（平成28年12月19日農林水産省告示第2531号）において、農林水産大臣が指定する材料として、1-アミジノ-2-チオウレア、N-(2,5-ジクロロフェニル)サクシナミド酸及び4-アミノ-N-(1,3-チアゾール-2-イル)ベンゼンスルホンアミドを追加する。

なお、記載にあたっては数字及びアルファベットを除いた際の五十音順とする。

3 施行時期

令和2年5月20日